

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成28年9月1日(2016.9.1)

【公開番号】特開2015-230548(P2015-230548A)

【公開日】平成27年12月21日(2015.12.21)

【年通号数】公開・登録公報2015-080

【出願番号】特願2014-115955(P2014-115955)

【国際特許分類】

G 08 G 1/0969 (2006.01)

G 01 C 21/34 (2006.01)

G 09 B 29/00 (2006.01)

G 09 B 29/10 (2006.01)

【F I】

G 08 G 1/0969

G 01 C 21/34

G 09 B 29/00 F

G 09 B 29/10 A

【手続補正書】

【提出日】平成28年7月13日(2016.7.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項1】

車両で用いられ、

表示装置に地図の表示を行わせる表示処理部(77)を備える運転支援装置であって、前記地図に含まれる道路網の構成要素としてリンクを所定の種別にパターン分けしたパターンのうちから、自車が走行した前記リンクをもとに、前記車両のドライバが経験不足な未熟パターンを特定する未熟パターン特定部(75)と、

設定された起点から前記未熟パターン特定部で特定した未熟パターンを通過せずに前記車両が到達できる行動可能範囲を特定する行動可能範囲特定部(76)とを備え、

前記表示処理部は、表示されている前記地図において、前記行動可能範囲特定部で特定した行動可能範囲を前記地図に重畠した表示を行わせることを特徴とする運転支援装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明の運転支援装置は、車両で用いられ、表示装置に地図の表示を行わせる表示処理部(77)を備える運転支援装置であって、地図に含まれる道路網の構成要素としてリンクを所定の種別にパターン分けしたパターンのうちから、自車が走行したリンクをもとに、車両のドライバが経験不足な未熟パターンを特定する未熟パターン特定部(75)と、設定された起点から未熟パターン特定部で特定した未熟パターンを通過せずに車両が到達できる行動可能範囲を特定する行動可能範囲特定部(76)とを備え、表示処理部は、表示されている地図において、行動可能範囲特定部で特定した行動可能範囲を地図に重畠した表示を行わせることを特徴としている。